

令和8年度 AIを活用した京都観光案内機能の活用促進事業 業務委託仕様書

1. 背景及び目的

京都市および京都市観光協会では、令和8年度夏頃に、新たにAIを活用した観光案内システムの開発を予定しているところである。本事業では、観光客によってこのシステムが活用されることを促進するとともに、京都総合観光案内所（京ナビ）などとも連携しつつシステムの利用状況を踏まえた機能改善を図ることで、政策的に発信したい情報が正しく利用者に伝わるようにすることを目指す。

2. 業務委託期間（予定）

令和8年9月1日（火）から令和9年1月29日（金）

3. 委託上限金額

33,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4. 委託内容

A. AI観光案内システムの運用・改善

- 利用者からの質問の内容や件数を、週に1回以上の頻度で整理・報告し、システムが期待通りに回答できなかった事例を特定すること。
- 発注者から提供する「観光案内所などに寄せられる質問一覧」に、システムが適切に回答できているかを検証し、うまく回答できない質問を特定すること。
- 上記のうち、優先順位の高い案件から順番に回答案を作成し、京都総合観光案内所（京ナビ）担当者などからの監修を受けたうえで、AI観光案内システムの機能更新を速やかに行うこと。
- 京都観光Naviの緊急情報（<https://ja.kyoto.travel/>）とAPI連携を行い、AI観光案内システムを通じて、利用者へ即時性の高い災害情報を提供できるようにすること。
- 上記の業務を円滑に遂行できるようにするため、インターネット上でなるべくリアルタイムに近い形で、利用状況や、回答案の校正、AI観光案内システムへの情報登録を行えるような環境を開発すること。本事業の期間内においては、情報登録作業は基本的に受託者の責任において行うこと。
- これらの機能を活用するために必要な手引書を作成し、発注者側でも随時更新ができるようにトレーニングの機会を十分に設けること。

B. 利用促進のための広告宣伝

- 観光客にAI観光案内システムの利用を促すために、宣伝素材（画像や動画）を制作したうえで、観光客がよく往来する場所でのポスター掲示やオンライン広告の配信などを行うこと。なお、AI観光案内システムの対応言語は、日本語、英語、簡体字、繁体字、韓国語、フランス語及びスペイン語であるが、宣伝素材の表記言語は日本語と英語を必須とする。発信対象の市場（地域）が他の言語圏にまで及ぶことは本仕様書上では妨げない。
- AI観光案内システムは、京都市の広報キャラクターである「京乃つかさ」を起用する予定であることから、宣伝素材の制作にあたっては、「京乃つかさ」の利用に関するガイドライン等各種規則を遵守すること。また、キャラクターのデザインなどは、京都市総合企画局市長公室広報担当および株式会社ジイケイ京都の監修を受けることとし、監修に必要な費用は当事業の委託費から賄うこと。

C. 上記業務全般に関する報告書の作成

5. 注意事項

- 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るため、委託者と綿密な連携を図りながら本業務を進めること。
- 本業務を遂行する上で生ずる成果物についてのすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、無期限に委託者に帰属する。
- 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- 受託者においては、本業務の遂行にあたり、関係法令を遵守すること。
- 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と協議のうえ、決定する。

6. 仕様の変更

発注者は、仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ、適当と認めた時には、受注者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

7. 納品物

以下の日程は、あくまでも納品物一式を最終確認するための期限である。完成した成果物は、以下の日程を待たず、速やかに順次納品すること。

納品物	納品期限（予定）
広告宣伝の配信計画	令和8年 9月30日（水）
宣伝用素材データ一式	令和8年10月30日（金）
手引書	令和9年 1月29日（金）
業務完了報告書	令和9年 1月29日（金）

8. 支払手続

- 委託金額の支払いは、原則として精算払いとする。
- 委託者による上記の納品物の検収後、受注者は本業務の実施内容及び要した経費を報告し、請求書を発行すること。経費が当初の見積金額を下回る場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

9. 著作権等

- 本業務を通じて著作権その他知的財産権が生じた場合、その権利は全て発注者に帰属するものとする。ただし、事前に書面による発注者の同意を得た場合はこの限りでない。
- 本業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、発注者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負う。

10. 再委託

- 業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得ること。
- 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

11. 留意事項

- 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱に十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- 発信する情報については、事前に事実確認を行い、情報の正確性を担保すること。また、多言語で情報発信を行う場合は、各対象言語においてネイティブチェックを実施し、併せて国際関係の状況を考慮し、不適切な内容が含まれていないかを精査した上で発信すること。
- 成果物に瑕疵がある場合、受託者の責任において速やかに修正・補完を行い、費用は受託者の負担とする

- 本業務に係る京都市予算が成立し、次のア～ウのいずれにも該当せず、エを満たし、委託者及び受託者が同意する場合は、令和10年度までの3年を限度として、年度毎に契約を更新することがある。
 - (ア) 受託者がプロポーザル募集の応募資格を満たさなくなったとき
 - (イ) 仕様書の内容に従っていないと認められる場合
 - (ウ) 企画提案書類で提案された取組が実施されていないと認められる場合
 - (エ) 継続的なプロモーションを実施することで、各エリアの魅力の定着・拡散など効果的・効率的に地域ブランドの構築が見込まれる場合。
- なお、京都市予算が成立しなかった場合は無効とし、契約前の事業実施のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、受託者はその費用を京都市及び委託者に請求することはできない。また、更新に際する委託契約の業務内容及び契約金額については、企画提案書及び見積書をもとに、更新時に別途協議する。
- 本仕様書の定めがない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。

以上